

北上川サポート協会備品貸出規程

(趣旨)

第1条 北上川サポート協会（以下「協会」という。）が所有する備品の貸出しについては、この規程の定めによる。

(目的)

第2条 交流と連携に必要な備品の利用を通じて住民の融和を図り、明るい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(貸出備品)

第3条 協会が所有する備品のうち貸出しできる備品は、別表のとおりとする。

(使用料)

第4条 備品の使用に係る使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第5条 理事長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により使用するときは100%減免することができる。
- (2) 協会会員が使用するときは100%減免することができる。ただし、営利を伴わないとき。
- (3) 前3号に掲げる場合のほか、理事長が特に必要と認められるときは、100%減免することができる。

(使用申請)

第6条 使用者は、あらかじめ備品使用許可申請書を理事長に提出し、許可を得なければならない。

(目的外使用の禁止)

第7条 使用者は、備品を常に善良な管理者の注意をもって管理するものとし、備品を他の目的に使用し、又は他人に譲渡し、転貸し、交換し、若しくは担保に供してはならない。

(原状回復及び損害賠償)

第8条 使用者は、備品を損傷し、又は滅失させたときは、現状回復しなければならない。

2 備品を損傷し、又は滅失した場合において、原状回復できない場合は、その損害賠償を賠償しなければならない。

(事故責任)

第9条 備品の使用によって生じた事故等に関しては、協会は一切の責任を負わない。

(その他)

第9条 備品の貸出しについて、この規程で定める以外の疑義が生じた場合は、その都度理事会で協議決定する。

附 則

この規程は、平成21年5月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条、関係）

No.	備品名	数量	使用料
			一日単価
1	カヌー※貸出条件あり	8	5,000円
2	ゴムボート（25馬力）（オペを含まない）※貸出条件あり	1	20,000円
3	長生丸（オペを含まない）※貸出条件あり	1	30,000円
4	ライフジャケット（子供用同一料金）	100	50円
5	トランシーバーセット（電池は除く）	10	100円
6	ハンドマイク（電池は除く）	4	100円
7	ランタン（電池は除く）	10	50円
8	大鍋（キャンプ用鍋約33cm）	15	50円
9	飯ごう	20	50円
10	プラスチックコップ	50	10円
11	カレー皿	50	10円
12	スプーン	50	10円
13	調理セット	15	100円
14	フライパン	20	50円
15	ポータブルアンプ①	1	500円
16	ポータブルアンプ②（室内のみ）	1	1,000円
17	プロジェクターセット（スクリーン込み）	1	1,000円
18	焼き肉用ドラム缶	6	500円
19	キャンプテント（アルミマット2枚含み）	20	1,000円
20	シュラフ（寝袋）	50	50円
21	アルミチェア（アウトドア用椅子）（1セット5脚）	20	100円
22	アルミテーブル	20	100円
23	クーラーボックス（大）	5	200円
24	クーラーボックス（小）	6	100円
25	流しそうめんセット（1セット4本）	3	500円
26	ピザ窯（防災センターで使用のみ）	2	500円
27	ワンタッチテント	3	1,000円
28	ガス釜	3	500円
29	大型コンロ（五徳）	3	500円
30	炊飯器	4	200円
32	ブルーヒーター（灯油含まない）	1	500円
33	水タンク（1トン）（水、搬送料は含まない）	1	500円

但し、第5条3号の協会会員が使用する場合は、使用者が協会会員であることをいう。